

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 156 号

京都市武道センター条例施行規則の一部を改正する規則

京都市武道センター条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表中

別表中	温水シャワー室	A	1室につき1日	7,700	を
		B		3,800	
	浴室			2,500	
	放送室 (マイクロホン1本付き)			6,500	

温水シャワー室	A	1室につき1日	5,400	に,
		1室につき1時間	1,800	
	B	1室につき1日	2,700	
		1室につき1時間	900	
浴室			2,500	
放送室 (マイクロホン1本付き)		1室につき1日	6,500	

1箇所につき1時間	200
-----------	-----

を

1箇所につき4時間	100
-----------	-----

に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年5月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課)